

平成 17 年度事業報告書

自 平成 17 年 4 月 1 日

至 平成 18 年 3 月 31 日

総 括

1 被害者支援の現状と課題

犯罪の発生状況をみますと、平成 16 年中における神奈川県内の刑法犯認知件数は、183,148 件（前年比 - 3,142 件）で、平成 14 年の 19 万件をピークに減少傾向にあるものの、神奈川県警察（以下「県警察」といいます。）に 1 日平均 502 件に及ぶ刑法犯の届出がされたこととなり、治安に対する不安は依然として解消されない状況にあるといえます。

一方国は、『犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向け新たな第一歩を踏み出さなければならない。』とし、平成 16 年 12 月「犯罪被害者等基本法」を制定しました。この法律は平成 17 年 4 月 1 日施行され、これに基づき平成 17 年 12 月には基本計画を樹立することとしました。

今後は、基本計画に従い、国、地方自治体及びその他の機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等の為の施策を総合的かつ計画的に推進していくこととなりますが、今後民間の支援団体には充実した直接的支援が求められるものと思われま

す。

このような現状にあって、当センターは、以下に報告するような具体的な事業に取り組んで参りました。

2 協働事業の実施

県警察との協働事業として被害者支援事業の継続が、かながわボランティア活動推進基金 21 から認定され、4 月 1 日付けで 500 万円の交付決定通知がありました。

3 会員の状況

県警察の協力をいただき会員の増強に努め、神奈川県警察官友の会 52 支部に加入していただいた結果、平成 18 年 3 月 31 日現在の正会員は 123 名、個人賛助会員は 122 名、団体賛助会員は 260 団体となりました。

会費収入は、会員の増強により大幅な増収が見込まれるようになりました。

4 寄付の状況

個人 24 名および 8 団体から寄付を戴きました。

高額な寄付としては、神奈川福祉事業協会・神奈川県遊技場協同組合から 100 万円、横浜北ロータリークラブから 27 万円戴いたほか、次の団体からそれぞれ 5 万円の寄付を戴きました。

座間警察署七五三会、日揮株式会社、鹿島婦人会神奈川支部、神奈川県トラック協会鶴見地区支部（順不同）

5 犯罪被害者等早期援助団体に向けての取り組み

県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けるため指定要件の一つである相談員の養成講座のうち上級講座を平成16年10月から開講していましたが、11月に全講座を修了しました。

この養成講座には、ボランティア相談員15名が受講しました。

（研修事業にも掲載しています。）

支援事業の実施状況

1 電話相談事業

被害者等からの相談電話により、被害者等が抱える悩みを理解し心のケアを行うとともに、被害者支援の各種情報の提供や適切な専門機関への紹介などにより被害の回復と軽減を図りました。

(1) 週3回（月曜日・水曜日・土曜日の午前10時から午後4時）

(2) 電話相談員24名により、原則として午前2名、午後2名の1日4名の受理体制で実施しました。

(3) 電話相談総受理件数は、294件でした。

2 面接相談事業

電話相談の中で、面接相談の必要性があり、本人も面接相談を希望する者に対し、主としてメンタルケアのためのカウンセリングを14人に対し延べ29回の面接相談を実施しました。

3 直接支援事業

県警察本部被害者対策室との連携により、検察庁付き添い1回、公判付き添いを22回、犯罪発生後比較的早期の段階の被害者等に対するカウンセリングを48回実施しました。

4 被害者自助グループ支援事業

自助グループでは、新たに「性被害グループ」を立ち上げ、「交通事故被害者遺族の会」および「犯罪被害本人の会」の定例会を28回開催するとともに自助グループネットワーク全国大会や当センターのキャンペーン活動にも積極的に参加しました。その他の活動として、他機関訪問を5回、裁判の傍聴支援を5回行い、ジュピター通信を4回発行しました。

5 関係機関・団体等との連携による被害者支援事業

次のとおりの会議、研修会、講演会、イベント等に参加し、関係機関・団体と交流を図り、情報交換等を行って連携を深め被害者支援活動の充実を図りました。

○ 県内での実施状況

(1) 横浜北ロータリークラブでの卓話

期 日 5月10日

場 所 新横浜グレイスホテル

(2) 犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会設立総会

期 日 5月16日

- 場 所 横浜ベイシェラトン
- (3) 受刑者約 1,100 名に対する講演
期 日 6月1日
場 所 横浜刑務所
- (4) 被害者支援要員 200 名に対する研修会
期 日 6月21日・22日
場 所 神奈川県警察本部
- (5) 協働事業意見交換会
期 日 9月27日
場 所 県民活動サポートセンター
- (6) メンタルサポートチーム連絡会議
期 日 10月21日
場 所 当センター事務室
参加者 2名
- (7) フェリス女学院大学生 280 名に対する講話
期 日 11月17日
場 所 フェリス女学院大学
- (8) 青少年問題を考える集い 「被害者支援の取り組み」の講演
期 日 11月28日
場 所 神奈川県社会福祉会館
- (9) 人権メッセージ展 (神奈川県人権啓発推進会議 主催)
期 日 12月9日
場 所 横浜駅東口
参加者 10名
- (10) 神奈川県被害者支援連絡協議会 第8回定期総会
期 日 12月7日
場 所 県警察本部
- (11) 電話相談関係機関連絡会
期 日 12月14日
場 所 神奈川県精神保健福祉センター
- (12) 交通安全指導者専門講座 「交通事故被害者の心のケアと理解について」
期 日 平成18年1月12日
場 所 神奈川県民センター
- (13) 日本司法支援センター神奈川地方協議会
期 日 2月28日
場 所 横浜第二合同庁舎
- (14) 協働事業意見交換会
期 日 3月20日
場 所 県民活動サポートセンター
- (15) 服役者小グループに対する講義

- 期 日 3月29日
場 所 横浜刑務所
- (16) かわさき人権学校 「犯罪被害者支援について」講演
期 日 3月29日
場 所 いさご会館
- 全国被害者支援ネットワーク主催研修会等
- (1) 犯罪・DV・ストーカー事件被害者に関する情報交換会
期 日 6月1日
場 所 日本財団会議室
参加者 2名
- (2) 「心的外傷ケアユニット」開設説明会
期 日 9月13日
場 所 東京医科歯科大学
参加者 2名
- (3) 第1回評議委員会
期 日 10月1日
場 所 東京医科歯科大学
参加者 1名
- (4) 秋期全国研修会
期 日 10月2日
場 所 日本財団会議室
参加者 6名
- (5) 全国犯罪被害者支援フォーラム
期 日 10月3日
場 所 朝日有楽町ホール
参加者 6名
- (6) 直接的支援セミナー
第8回 期 日 11月14日～17日
場 所 (社)被害者支援都民センター
参加者 1名
第9回 期 日 平成18年3月13日～16日
場 所 (社)被害者支援都民センター
参加者 1名
- (7) 犯罪被害者等基本法制定記念全国大会
期 日 11月27日
場 所 丸ビルホール
参加者 3名
- (8) 全国被害者支援ネットワーク事務局長会議
期 日 平成18年2月1日
場 所 東京医科歯科大学

(9) 春期全国研修会

期 日 2月17日～18日

場 所 和歌山県民文化会館

参加者 3名

6 被害者支援活動に関する広報啓発事業

当センターに対する県民の周知拡大を図るため、下記の活動を実施しました。

(1) キャンペーン活動

10月3日の「犯罪被害者支援の日」にあわせて、10月7日 横浜駅東口新都心プラザにおいて街頭キャンペーン活動を実施し、啓発グッズとリーフレットを約3,500セット配布しました。また県警音楽隊による演奏会とボランティア相談員による寸劇を行いました。

このキャンペーンには、センター職員のほか正会員及び賛助会員の方々にも参加をしていただきました。

(2) ハートメッセージの作成・配付

平成17年12月20日に第6号を5,000部作成、関係機関等に配付しました。

(3) 啓発ポスターの掲示

当センターのポスター1,500枚を作成して県内の全警察施設に掲出を依頼し、広報活動を推進しました。

(4) リーフレットの作成および配付

リーフレット60,000枚を作成し、県内の警察署を中心に配付し、犯罪被害者等への配付を依頼しました。

(5) ホームページの活用

最新の各種支援情報やセンターの活動状況を掲載しているほか、ボランティア相談員の募集要項を掲載して相談員の確保にもホームページを活用しています。

7 被害者の実態等に関する調査・研究事業

県警察被害者対策室と連携するとともに神奈川被害者支援連絡協議会、日本司法支援センター第2回ブレ地方協議会等に出席し、被害者等の実態、問題点等について意見交換しました。

8 被害者支援ボランティア相談員の研修・養成事業

○ 犯罪被害者等早期援助団体相談員養成講座

(1) 第1回上級講座(全20課程)

前年度に引き続き第12回から第20回までを開催し、平成17年11月27日第1回上級講座を修了しました。

(平成17年4月17日、5月15日、6月12日、7月17日、11月27日)

(2) 第2回初級講座(全10課程)

前年度に引き続き第2回から第10回までを開催し、平成18年1月22日第2回初級講座を修了しました。

(3) 第3回初級講座(全10課程)

2月26日第3回初級講座を開講し、第4回まで開催しました。

(平成18年2月26日、3月12日、3月26日)

一般事業

カウンセリング受託事業

県警察本部被害者対策室との連携により、警察署等に相談員を派遣して犯罪発生後比較的早期の段階の被害者等に対するカウンセリングを48回実施しました。

(支援事業の直接支援活動と重複する事業であり、再度掲載しています。)

諸会議

1 総会

平成17年度通常総会は、平成17年5月21日、東部ヨコハマビル4階会議室において開催しました。

2 理事会

(1) 第1回

開催日 平成17年4月26日

場 所 被害者支援センター事務室

議 題 総会資料について 他

(2) 第2回

開催日 平成17年6月22日

場 所 被害者支援センター事務室

議 題 各事業のグループ編成について 他

(3) 第3回

開催日 平成17年10月6日

場 所 被害者支援センター事務室

議 題 運営委員会の設置について 他

(4) 第4回

開催日 平成18年3月13日

場 所 被害者支援センター事務室

議 題 総会資料について 他

3 グループ検討会

(1) 相談・支援グループ

ア 11月13日

今後の直接支援、電話相談のあり方、事例検討会などについて検討しました。

イ 1月28日

事例検討会、研修発表会の開催日時を決定したほか、スーパーヴィジョン、直接支援のあり方等について検討しました。

(2) 広報・啓発グループ

ア キャンペーン活動の企画・検討・打ち合わせ

9月10日から3回検討会等を開催し、10月7日キャンペーン活動を行いました。

イ ハートメッセージの作成

10月11日から5回検討会を開催し、「ハートメッセージ」第6号を作成関係者に配付しました。

ウ ポスター・リーフレットの作成

当センターを県民の皆様にご覧いただくため、ポスターおよびリーフレットを作成しました。

(3) 研修・調査・連携グループ

ア 定款改正案

定款制定後期間経過と犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けるため、改正の必要性が認められたことから改正案を作成しました。

イ 刑事裁判傍聴資料の作成

平成17年度から県警察と協働して公判付き添いを開始したことから、刑事裁判を傍聴するための資料を作成しました。

4 その他

(1) かながわボランティア活動推進基金 21 協働事業負担金申請プレゼンテーション

期 日 平成18年1月17日

場 所 県民活動サポートセンター

出席者 2名

(2) 横浜青年会議所助成金審査会

期 日 平成18年3月15日

場 所 関内ホール

活動状況の情報提供資料等の発行

1 機関誌ハートメッセージ第6号

平成17年12月20日発行（再掲）

2 ポスター、リーフレットの作成

（社）神奈川県共同募金会の配分金により、ポスター1,500枚、リーフレット60,000部を作成しました。

3 事務局だより

毎月事務局だよりを作成し、情報提供を行うとともに活動資料を添付してボランティア相談員に配付しました。

4 ジュピター通信

自助グループでは、「自助グループだより」を「ジュピター通信」に改称し、活動内容を記載したジュピター通信第7号、8号、9号、10号を作成配付しました。

事業実施体制

1 執行体制

理事長	榊原 高尋	副理事長	大河内秀明	副理事長	山田美和子
理事	堀田 憲司	理事	木原 英和	理事	堤 邦彦
理事	村尾 泰弘	理事	惟村 節子	理事	松岡 恵子
理事長	一男				
監事	安藤 義雄	監事	松本 純也		

2 事務局体制

事務局長（常勤）	長 一男	事務統括
総務室長（非常勤）	（無し）	対外渉外担当
支援室長（非常勤）	（無し）	電話相談員担当
事務局員（非常勤）	1名	総務・経理担当（ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ）
事務局員（非常勤）	1名	庶務・研修担当（ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ）
事務局員（非常勤）	2名	相談・補助担当（ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ）

平成18年度事業計画書

自 平成18年4月 1日
至 平成19年3月31日

基本指針

1 活動方針

「被害者が安心して支援を求めることができる組織づくり」や「被害者の日常生活を守り支える社会づくり」に向けて、これまでの支援活動の実績を踏まえ、神奈川県警察（以下「県警察」といいます。）との協働により、より発展的な事業を展開していきます。

2 重点目標

(1) 神奈川県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体としての指定を受けるためその前提として、必要な法人格に移行するための準備を理事会で進めます。

(2) 県警察被害者対策室のご紹介により、多くの団体賛助会員・個人会員から資金援助を頂けるようになりました。引き続き援助していただけるように広報活動等を通じ継続のお願いに力を入れて参ります。

また、新規拡大については、担当理事を定め、理事会を中心に会費収入等恒常的な財源を確保していきます。さらに事業の実施に当っては、経費の削減にも取り組み、継続して活動できる財政基盤の確保に努めます。

(3) 被害者等の様々なニーズに適切に対応できるように

ア 新規にボランティア相談員を募集すること

イ 現在のボランティア相談員の資質向上を図ること

ウ ボランティア相談員等を中心に昨年編成した三つのグループの事業への積極的な参加と活動の活性化を図ること
等を推進します。

被害者支援事業活動

1 電話相談事業（継続）

(1) ボランティア相談員の必要数を確保するため、継続的な募集活動を行うとともに、週に3日を相談日にあて、電話相談事業を実施します。

今後は、相談日を週4日に拡大できる体制の確立に努めます。

(2) 電話相談員の割り振りは2人で3時間交代制を原則としながら、1日を2人～3人で交代する方法等も可能な限り取り入れるとともに、養成講座修了者が事務局事務を兼務しながら電話相談の補助・指導に当たり、相談体制の確立と相談業務の充実等に取り組みます。

(3) 電話相談員のメンタルケア及び指導のために研究会活動を実施し、更なるスキルアップ（技能・能力の向上）を図ります。

2 面接相談事業（継続）

(1) 面接相談を予約制で行います。延べ30回程度を予定します。

- (2) 面接相談員は、相談内容に応じ弁護士、精神科医、臨床心理士及び養成講座を修了した相談員が担当します。
- (3) 面接相談は、直接支援の実施及び自助グループへの参加の呼びかけも視野に入れ実施します。
- (4) 医療機関、法曹機関、専門家の組織等と日常的に密接な連携が取れるように、会議、研修会への出席や直接訪問によりネットワークの強化を図り、専門機関・団体における対応が必要な面接相談のケースについては、適時に引き継ぎ若しくは紹介をします。

3 直接支援事業（継続）

- (1) 精神的負担を軽減するため、当面刑事裁判の付き添いに重点を置くとともに警察署、検察庁及び病院などへの付き添い等の直接支援を予約制で実施します。
- (2) 県警察との契約に基づき実施しているカウンセリング事業において、県警察でカウンセリングを終了したケースのうち、当センターにおいてさらにカウンセリングを継続する必要があると認めるときは、面接相談事業に準じた直接支援を予約制で行います。
- (3) 直接支援は、面接相談事業のほか関係機関・団体との連携、自助グループ活動等から要請等があった場合にも対応できる範囲で随時実施します。
- (4) 支援活動は、原則として当センターにおける養成講座を修了したボランティア相談員2名で実施します。
- (5) 相談員の支援活動は、必要に応じて当センター所属の弁護士、臨床心理士、理事長が委嘱した方等のアドバイスを受けて行うものとします。
- (6) 県下全域を網羅するため、他のボランティア団体との協力体制づくりを進めます。

4 被害者自助グループの支援事業（継続）

- (1) 電話相談の中で自助グループに参加を希望する者に対し、その意志を確認し、グループ活動のプログラムへの参加を呼びかけます。
- (2) 精神的被害の軽減に役立つ情報を掲載した機関紙を県内の各種自助グループに対して配付します。
- (3) ボランティア相談員等の中から希望する者を、ファシリテーターとして育成します。

* 自助グループ（セルフヘルプグループ）とは、「共通の問題を抱えている者同士が支え合い、問題解決をはかろうとする自主運営グループ」のことです。事実を語り、共感できる場所であり、お互いの経験などを分かち合う場所です。

ファシリテーターとは、自助グループ活動の世話役・進行役・促進者等の役割を負う者のことです。

5 関係機関・団体との連携による被害者支援事業（継続）

- (1) 県警察との協働により被害者等が行う犯罪被害等給付金の申請に関し、給付金制度の照会回答や申請手続きの概要説明を行います。
- (2) 全国被害者支援ネットワークにおける組織運営研究会の成果により、組織的かつ効果的な支援活動を行ないます。

県警察等の関係機関や民間団体とのネットワークづくりを推進するとともに、具体的な連携方法等について意見交換を行います。

- (3) 神奈川県被害者支援連絡協議会の会員と各種情報の交換や相互協力を行います。
また、全国被害者支援ネットワークに加入している民間支援組織との連携を図るとともに、研修会及び各種行事等に積極的に参加します。

6 被害者支援活動に関する広報啓発活動（継続）

- (1) 被害者支援について理解を深めるため、街頭キャンペーンを行うとともに、関係機関等の協力を得て講演会等を開催します。

従来は、毎年10月3日の「犯罪被害者支援の日」に合わせ、前後1週間に県警察や企業団体等の協力を得て、キャンペーン活動を横浜駅等で実施しましたが、内閣府では、毎年11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」として設定しましたので、この週間及び前後を捉えてキャンペーン活動を行います。

この取組には特に力を入れ、役員、ボランティア相談員をはじめ正会員及び賛助会員にも参加を呼びかけ、啓発資料の配布等の街頭宣伝活動を行い、県民の被害者支援への認知・理解を図り、被害者支援制度の拡充を求めていきます。

- (2) 機関誌（ハートメッセージ）を発行し、関係者の継続的な啓発を行います。
(3) リーフレットを発行し、関係機関・団体の協力を得て、一般県民に配布します。
(4) ポスターを作成し、関係機関・団体の協力を得て、一般県民に広報します。
(5) インターネットのホームページに、各種支援情報やセンターの活動状況を掲載する等、その利用促進を図ります。

7 被害者の実態等に関する調査及び研究事業（継続）

- (1) 全国被害者支援ネットワークにおける組織運営研究会の成果により、組織的かつ効果的な支援活動を行ないます。（再掲）
(2) 県警察と協働して犯罪被害の実態を調査し、被害実態に適応した支援活動を行います。
(3) 被害者や被害者支援団体から、手記や報告書を収集します。
(4) 他県の支援団体の活動状況について調査し、組織運営に反映させます。

8 ボランティア相談員の研修及び養成事業（継続）

- (1) ボランティア相談員等を対象に直接支援員を養成するため、座学による講習会を開催するとともに法廷、病院、警察署、被害者宅等で体験研修を実施します。
(2) 養成講座修了者の面接相談のスキルアップを図るため、面接相談の陪席研修等を実施します。
(3) 相談員等のスキルアップを図るため、計画的に全体研修会を開催するとともに研修活動への参加を義務づけます。
(4) 犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けるための要件である相談員を必要数確保するため、ボランティア相談員を対象として、
ア 全国被害者支援ネットワークが主催する、直接的支援実地研修をはじめ各種研修会への積極的な参加
イ 指定要件に耐えられると予想できる養成講座を実施し、当面は、センター独自に犯罪被害相談員（仮称）としての認定
を行います。
(5) ボランティア相談員の募集を継続し、採用者に対する初級講座を随時実施します。

一般事業

1 カウンセリング受託事業

犯罪被害者等の精神的な被害の軽減を図るために、県警察や企業との間でカウンセリング受託契約を結び、カウンセリングの要請に応じて、本事業のために当センターに登録した臨床心理士等を派遣する、有料カウンセリング事業を実施します。

2 被害者支援に関する啓発事業

関係機関団体から、被害者支援に関する講師派遣の要請があった場合は、当センターにおける養成講座の研修を終え、又はそれに相当する程度の教養を身につけている者として認められる者を、要請に応じて派遣し、被害者等の心理状態、支援の必要性などを原則として有料で講演する事業を実施します。

【派遣対象とする講演会】

- (1) 県警察等の関係機関・被害者支援関係団体に対する講演会
- (2) 加害者を収容または矯正指導する関係機関に対する講演会
- (3) 企業等の社員に対する被害者支援活動に関する講演会
- (4) ボランティア団体に対する講演会

3 支援体制強化事業

(1) グループ別活動の活発化

昨年編成した「相談・支援グループ」、「広報・啓発グループ」及び「研修・調査・連携グループ」の活動を活発化させるとともに、直接支援事業及び自助グループ支援事業に重点を志向した支援活動を展開します。

(2) 有資格者ボランティア支援員の確保

医療、法曹、行政等の有資格者で、当センターの事業に協力いただける方には、面接相談員及び直接支援員として委嘱するとともに正会員になって頂くようお願いしていきます。

4 犯罪被害者等早期援助団体指定に向けての取り組み

当センターは、多くの被害者等から信頼され、安心して支援を依頼することができる団体として認められるよう引き続き努めるほか、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律第23条に規定される犯罪被害者等早期援助団体として県公安委員会から指定を受け、被害者等のニーズに的確に応えた支援を広範囲に実施することを継続した目標としています。

今後は、この目標を達成するために、国で進められている公益法人制度改革の行方を注視しながら理事会で具体的な準備を進めていきます。

諸会議

1 定款規定会議の開催

- (1) 通常総会 平成18年6月上旬
- (2) 臨時総会 必要に応じて
- (3) 理事会 年4回程度

2 運営委員会の開催

- (1) 当センターの事業を総合的、計画的かつ効果的に運営、推進するため、理事会の

下部組織として設置した運営委員会を随時開催します。

- (2) その他、事業を円滑に推進するため、昨年編成した三つのグループの検討会を積極的に開催します。

3 関係機関の会議等への出席

- (1) 行政等の関係機関や団体の各種会議に出席して、意見を述べるとともに、支援センターの事業について理解と協力を求めます。
- (2) 各種ネットワークの会合に出席して、支援センターの活動状況を説明するとともに、協力体制の強化を図ります。

管 理

1 執行体制

理事長	1名	副理事長	2名	理事	7名	監事	2名	
							合計	12名

2 事業局体制

当センターの各事業を具体的に推進するための体制確立に努めます。

3 事務局体制

事務局長（常勤）	事務統括	1名
事務局員（非常勤）	事業企画・研修担当（コーディネーター）	1名
事務局員（非常勤）	総務・経理担当（コーディネーター）	1名
事務局員（非常勤）	相談・支援担当（コーディネーター）	2名
		合計 5名